



第32回 夏季ボランティアスクール
～市民会館

ふじよしだ

第114号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成23年9月1日 編集・発行 議会だより編集委員会
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

選挙後、初の定例会開催される

「一特別委員会を設置」「演習場対策特別委員会」「織物等産業振興対策特別委員会」

平成二十三年六月定例会は、六月十日開会され、十九日間の会期を終えて二十八日に閉会しました。

この定例会では、平成二十二年度一般会計における継続費繰越計算書についてなど報告五件をはじめ、富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正など条例改正が二件、平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算及び固定資産評価審査委員会委員の選任についてなど合計七件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。また、議員提案による特別委員会が設置されました。

なお、演習場対策特別委員会・織物等産業振興対策特別委員会の正副委員長の互選が行われ、演習場対策特別委員会委員長に渡辺嘉男議員が、同副委員長に渡辺孝夫議員、織物等産業振興対策特別委員会委員長に奥脇和一議員が、同副委員長に宮下正男議員がそれぞれ選任されました。

市政に対する一般質問は四人の議員が行い、執行者の考えをたどりました。

演習場対策特別委員会

委員長	渡辺 嘉男
副委員長	渡辺 孝夫
委員	宮下 豊
	戸田 元
	横山 勇志
	小侯 光吉
	渡辺 利彦
	渡辺 幸寿
	佐藤 秀明
	羽田 幸寿

織物等産業振興対策特別委員会

委員長	奥脇 和一
副委員長	宮下 正男
委員	太田 利政
	及川 三郎
	桑原 守雄
	前田 厚子
	渡辺 忠義
	渡辺 米治
	勝保 貞治
	大紀 貞治

人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

小泉 玄策氏（大明見四四五六番地）
加藤 卓見氏（小明見一四七三番地）

表彰



先に関催されました全国市議会議長会及び山梨県市議会議長会の各総会において、奥脇和一議員が、議員永年勤続（二十年）特別表彰の栄に浴され、六月定例会初日の本会議前に、表彰状と記念品の伝達が行われました。

議会の動き

～委員長研修を開催～

正副議長、議会運営委員会委員長、各委員会委員長8名が参加し、名古屋市港防災センター等を見学した他、宿泊先においても、今後の議会運営などについて、活発な意見交換がなされました。



名古屋市港防災センター

《編集委員会》

委員長 太田 利政
委員 奥脇 和一
横山 勇志
渡辺 利彦
佐藤 秀明

委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

総務経済委員会

審議案件

議案第三十三号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第三十六号

平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算(第一号)

審議結果

本案は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正でありまして、本年中の東日本大震災に係るボランティア休暇に限り、日数の上限を引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、本来であれば、人事院規則に拠るまでもなく、市の姿勢として、市独自でも実施すべきことであると思われるので、職員にはこのボランティア休暇を利用して、率先して、ボランティア活動に参加してほしいとの要望がありました。

また、このことに付随して、仙台市への職員派遣事業について言及する中で、

その派遣期間が一年間であることに鑑み、改正後のボランティア休暇の日数の適用期間についても検討してほしいとの要望がありました。

本案は、平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算第二号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億三千百三十四万七千円を追加し、総額を百八十一億二千四百四十七万四千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金八千五百三十七万九千円、民生費県補助金二千九百九十三万七千円等を増額するものであり、歳出では、議会費五千八百四十四万五千円、老人福祉費三千二百六十万円等を増額するものであります。

また、継続費として都市計画マスタープラン見直し事業九百九十五万四千円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、都市計画マスタープランの見直し事業については、地方分権改革が推進されている現状を加味する中で、議会の立場を尊重していただき、議会側と協議する中で進めてほしいとの要望がありました。

文教厚生委員会

審議案件

議案第三十四号

富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

審議結果

本案は、「富士吉田市立病院使用料及び手数料条例」の一部改正でありまして、市立病院駐車場使用料を無料化するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、使用者の安全を確保するため、今まで以上のメンテナンスに配慮してほしいとの要望がありました。

日程	内容
6月10日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
20日	本会議 市政一般質問
22日	総務経済委員会 付託議案の審査
23日	文教厚生委員会 付託議案の審査
28日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 富士吉田市固定資産評価 審査委員会委員の選任 特別委員会の設置 (閉会)

六月定例会 会期日程

全文については、次期定例会(九月)より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

6月

太田 利政 議員



市長の政策と政治姿勢について

一回目の質問

私は、堀内市長がこれまで進めてこられた政策と今後展開される政策に対する市民の評価と大きな期待が二期連続当選という形に結び付いたものと受け止めています。

そこで、これから二期目の市長として富士吉田市の舵取りを行っていかれるが、これまでの市政運営において、財政規律を堅持する中、市民文化エリア整備事業の見直し整備、富士・東部小児初期救急医療センターの市内への設置、市立病院へのリニアックや市道

めるためには、申し上げるまでもなく財源が必要である。堀内市長は、行財政運営の効率性・透明性の確保に際しても、並々ならぬ努力をされてきた。

財政健全化法の四指標が示す本市財政の健全性は、県内自治体の中でもトップクラスであり、財政規律を堅持しながら市民サービスの向上を図る、言い換えれば、最小の経費で最大の効果を生み出すという自治体運営に課せられた命題をバランスよくクリアされてきた。

堀内市長は、これまでの四年間で市債残高を約五十億円減少させたとのことであるが、市債及び行財政運営に関する市長の基本的な考え方について答弁をお願いしたい。

一回目の市長答弁

一つ目の「拓く」では、市民が主役の市政とするため、透明・公正で効率的な行財政運営の実施、地域住民が公園を維持管理するアダプトプログラムなどの市民との協働事業の推進、広聴広報活動や情報公開制度の充実など、市民とともに歩む協働によるまちづくりのための仕組みづくりを進めていく。

二つ目の「育む」では、子育てしたいまちにするため、子育て支援の場の確保、多様な保育サービスの実施、学童保育の設置場所の拡大、

ファミリースポーツ事業の充実、不登校児童生徒の居場所づくり、児童虐待に関する支援、相談体制の充実、小学校屋内体育館の耐震化など、誰もが安心して子育てできるまちづくりを進めていく。

三つ目の「創る」では、住みたい、住み続けたいまちにするため、中央自動車道富士吉田線へのスマートインターチェンジの早期実現、新倉南線、東富士一号线、大明見下の水線など社会基盤の根幹となる道路の整備、富士山世界文化遺産の早期登録実現など、富士山の素晴らしい自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていく。

四つ目の「働く」では、働きたい人が働けるまちにするため、地元企業等との連携強化や新たな販路開拓への支援、企業誘致活動や本市独自の雇用促進支援事業の推進、吉田口登山道や富士山駅を中心とした観光施策の推進、観光農業の充実など、産業を伸ばし雇用の拡大を進めていく。

五つ目の「慈しむ」では、市民が互いに手をとりあい、支え合うまちにするため、ミニ特養、グループホームなど高齢者福祉施設の整備、市民の健康を守るための各種がん検査などの予防医療や地域医療の充実など、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていく。

六つ目の「守る」では、災害に強いまちにするため、東側新庁舎への防災センター機能の整備、橋梁の点検・整備、消防団の体制の強化、防災備蓄の充実など、安全・安心なまちづくりを進めていく。

市債及び行財政運営に関する基本的な考え方については、この四年間、行財政改革等による財政の健全化を図るとともに、国・県・関係機関等への積極的な働きかけによる役割分担や費用負担の軽減を図り、環境、福祉、医療、教育・文化、産業、社会基盤整備など市民生活すべてにわたる分野の施策・事業を着実に実行した結果、この四年間で市全体の市債残高を最終的に約五十七億円余り減少させるに至り、健全な財政運営を進めることができた。

また、広報紙や市ホームページ、マスメディア等あらゆる媒体を通じて、透明性・公正性の確保に努めることが大変重要であると考えており、市民の皆様と分りやすい行政運営と、財政健全性の維持、また、市債残高の削減に努めていく。

二回目の質問

ただいま堀内市長から、今後展開する政策や考え方について、詳細な答弁をいただいた。本市が継続して発展していくためには、中

長期的な視野に立った政策の立案・実施が必要不可欠である。これまでの市政運営を基礎とし、それを今後の政策に活かしながらさらに拡充・発展させて行こうとする堀内市長の姿勢に接し、私も市議会議員としてその意を強くしたところである。

市長から、六つの政策の具体的な進め方について、答弁をいただいた。回復傾向にあった日本経済は、震災後、再び暗い闇の中を手探り状態で進む状況に陥っている。このような厳しい財政状況の中、今後の市政運営に当たられる堀内市長であるが、今後において、市民中心主義を貫徹し、時代に合った、バランスの取れた行財政運営に邁進されることを切に望む。

さて、今回の統一地方選における選挙結果を見ると、私は、本市においても有権者の意識が様変わりし、派閥の弊害という悪しき政治風土がなくなりつつあると実感した。こうした現象は、時代が要請しているということもあるが、堀内市長が提唱してきた「派閥の解消」という政治姿勢に負うところが大きいのではないかと思っている。

堀内市長は、これまで派閥の解消に心を砕いて来られたが、派閥の弊害についてどのように認識されているのか、また、引き続き派

関の解消をどのように進めていけるつもりか、答弁をお願いしたい。

私は、堀内市長が標榜される市民中心主義をさらに推進していくためには、市民が行政に対し今何を望みどんな政策を期待しているのかという基本的な行政ニーズを掘り起こし、優先順位やその効果などを調整しながら市民生活すべてにわたる分野についてバランスよく実施していくことが肝要であると考えている。

また、市長が推し進める市民中心主義の根底には、市民にとってより分かりやすい政治を進めていくという考え方がしっかり根を張っており、それが行政の透明性・公正性・公平性を確保して行こうとする市長の政策に顕著に現れているものと感じている。
堀内市長におかれては、住民自治のより一層の充実を図るために、市民にとって分かりやすい政治を進めるべく、尚一層の努力を傾注されたい。

二回目の市長答弁

派閥政治が行われると、「利益追求型、要求実現型」市政に陥りやすく、市民の皆様の公平・公正な福祉の向上を図ることができなくなり、さらに、総合計画に基づいた事業の継続性や効率性を十分担保することが困難になるなど、市全体の

公益を優先させることができなくなると考えている。

今後においても、市民の皆様を汲み、「市民中心主義」を徹底させていくことが派閥の解消への一番の近道であるとの認識の下、情報公開制度の充実、パブリックコメント制度や市民の皆様との真摯な議論のやり取りの場の創設などにより行政情報の発信と行政ニーズの把握に積極的に取り組んでいく。

スマートインターチェンジについて

一回目の質問

中央自動車道富士吉田北スマートインターチェンジの整備については、国交省から平成二十三年三月一日に事業採択をいただき、現在、事業実施のための連結許可が下りた状況であると伺っている。

市民が待望するこの事業の供用開始までの計画内容と予定されている事業費について答弁をお願いしたい。

一回目の市長答弁

(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジについては、去る三月一日に国土交通省から連結許可が下り、この許可をもち、事業実施者である中日本高速道路株式会社及び山梨県が、本年四月から事業に着手し

ている。

今後の供用開始までの計画内容としては、本年度は、スマートインターチェンジ本体部分並びにアクセス道路となる県道富士吉田西桂線の詳細設計が計画されており、来年度からは用地買収に着手し、その後、工事へと進捗していく。

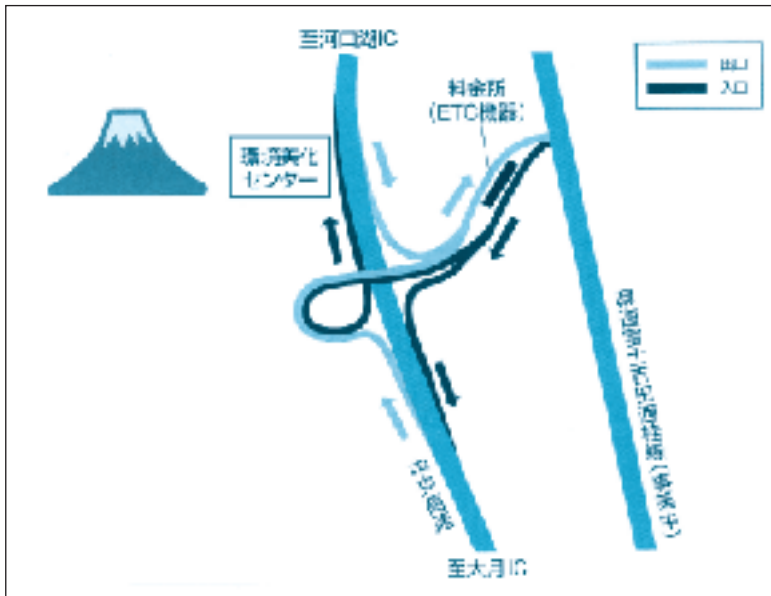
予定されている事業費については、山梨県が、中日本高速道路株式会社等に提出した実施計画書によると、工事費、用地費等の全体事業費は約四十一億円となっている。また、この事業費

負担については、スマートインターチェンジ制度実施要綱に定められた事業区分に基づき、原則的には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び山梨県の三者が費用負担することとなる。

防災対策について

一回目の質問

三月十一日に発生した東日本大震災は、我が国に甚



(仮称)富士吉田北スマートIC 概略平面図

大な被害をもたらした。被災地の被害状況とは比べようもないが、本市においても、停電や断水、水道水の濁りなどが生じ、市民生活に支障を来した。

本市においては、東海地震等の発生や富士山の噴火が懸念されるが、堀内市長は、今回の震災の経験・教訓を活かし、予防措置体制、被災者に対する救援体制などの防災対策の強化を図るとの考えを示されている。

今回の震災発生により、市民の防災意識も日ごと高まっている今日、安心・安全なまちづくりを標榜されている市長は、具体的にどのような対策を講じられようとしているのか、答弁をお願いしたい。

一回目の市長答弁

第一に、常に災害を監視する災害対策の司令塔としての機能を有する防災センターを東側新庁舎の建設に合わせ整備していく。

第二に、安全な避難場所の確保という観点から、年次計画により学校施設、コミュニティセンター、市庁舎等の耐震補強工事や改築工事を実施して参ったが、現在は、二次避難所に指定している小中学校体育館のうち、耐震化が必要な小学校体育館の整備を進めている。

第三に、地域の防災力として益々その重要性が高ま

っている消防団組織の充実強化を図るため、既に消防ポンプ自動車をはじめとする消防備品や消防機材の整備に努めている。

第四に、自主防災組織等と連携する中で、一般家庭における防災必需品や有事の際に必要な自主防災組織の防災機材や備品の整備に対し補助を行うなど、自主防災組織と協働する中で、自助・共助体制を強化していく。

第五に、有事の際、市内の保育園における園児等の安全確保を図るため、各園に非常用発電機を配備し、また、停電時においても、安定した上水道の供給体制を確保するため、配水池に非常用発電装置を設置していく。

以上五つの防災体制強化の取組みと併せ、今年度においては、まず、富士山周辺市町村、1市3町3村で構成している「富士山火山防災協議会」の構成市町村と、初めて情報受伝達訓練を実施。

さらに、富士五湖消防本部、自衛隊、防災関係機関を含む広域的な防災訓練を計画実施し、広域的連携体制による被災者の救援体制を確立していく。



全文については、次期定例会(九月)より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

6月

横山 勇志 議員



富士山世界文化遺産と富士登山認定書について

一回目の質問

私が、世界遺産誘致活動を行っている最中に平泉を訪れた際、駅前垂れ幕をはじめ、そこかしこに見られる誘致案内版が住民の意識を向上させているように見受けられた。翻って本市や本市周辺を見てみると富士山を世界遺産にする機運が感じられない。

年夏にはイコモス現地調査等が行われ、早ければ平成二十五年夏ごろ世界遺産委員会で認められれば富士山世界文化遺産登録の運びとなっている。この目前にまで迫った世界遺産へのロードマップやコアゾーン・パッドマゾーンの周知さらに掘り下げて、富士山を世界遺産にする意義などを住民に広く分かり易く伝達する義務が行政側にあると考える。

そこで、今まで申し上げた事を子供でも理解できるように記述した冊子を本市が率先して作成し、小中学校を中心にしてその冊子を配布し、世界遺産の興味を子供たちから広げていくと良い結果が出ると思うが、市長の考えをお伺いしたい。

また、富士山を世界遺産にする機運を高める具体的な準備を今から始め、行政と住民とが一体となって醸成していく段階に入っていると、市長の考えをお伺いしたい。

次に、昨年、平成二十二年十二月定例議会にて私が提出した本市公認の富士登山認定書について、市長は答弁の中で「富士登山認定書の発行の実施に向けては、諸課題を整理しながら、研究して参りたいと考えている」と発言し、再度の質問に対し、「富士登山認定書の発行に伴う地域経済の活性化については、その認定方法や取得者への特典の内容等、様々な課題を整理する中で、実施に向けて取り組んで参りたいと考えている。特典の内容等については、地元の種類関係団体等と十分協議して参りたいと考えている」と答弁され、翌日の新聞には、「本年から富士登山認定書を発行する」と少々早計すぎるような発表までした。ところが、登山シーズンは七月一日と迫った現時点において、提言した私にさえ、富士登山認定書がどのように計画されているのかの説明が市より一切ない。

そこで、富士登山認定書の扱いが現在どのような段階になっているのか、また、富士登山認定書をどのように活用していく考えなのか。

一回目の市長答弁
世界遺産小冊子については、昨年、「わたしたちの大切な宝物 富士山を世界文化遺産に」というタイトルの子供向け冊子を山梨・

富士山登山認定書



静岡両県合同で作成し、本市小学校の四年生から六年生の子供たちに対し、学校を通じて配布させていたところであり、本年度におきましても、新四年生を対象に配布していく。

また、中学生に対しては、一般向け冊子「富士山を世界文化遺産に」を配布して、横山議員からの御発言のとおり、世界遺産への関心が子どもたちに広がるよう努めて参りたいと考えている。

さらに、本年七月には、富士山世界文化遺産登録書原案の提出が予定されており、広く広報紙や、市民夏祭り等のイベントを通して、世界文化遺産登録への機運を高めるとともに、行政と住民とが一体となって登録推進に向けて取り組んで参りたいと考えている。

また、認定書の活用については、認定書取得者の市内への誘客推進も視野に入れ、認定書交付の際の様々な特典等について、今後、段階的に導入していく。

認定書の交付については、富士山の豊かな自然や奥深い歴史などに恵まれた、唯一歩いて登ることが出来る吉田口登山道を、ふもとから山頂までゆっくりと登山していただく、自然を満喫できる登山のさらなるアピールになるものと考えている。これに加え、本年七月からは富士急行線富士吉田駅が富士山駅に改称され、富士登山バスの多くの発着地点が富士山駅となるとともに、新たに富士山馬返しバスが運行されることなどを併せると、ふもとからの富士登山の注目度がさらに高まり、本市の観光産業の活性化に繋がるものと考えている。

また、認定書の活用については、行政と住民とが一体となって登録に向けて連携していくことがもつとも重要であり、そのためには広く市民が世界文化遺産に関し理解を深めることが、必要不可欠であることは申し上げるまでもない。

次に、横山議員から御提案のあった富士登山認定書については、世界に誇る富士山に、ふもとからチャレンジした登山者の山頂踏破に対する達成感、充実感に込めるべく、富士登山シーズン幕開けの七月一日から、雄大な富士山をバックに製作した富士登山認定書を交付していく。

次に、登山道利用者の中で広く懸念されることの一つに馬返し駐車場の車上荒らしの件があるということを示し、吉田口登山道整備の中に安心・安全な登山環境を行政が責任もって提供することとも当然含まれていると思う。馬返し駐車場をこれ以上不名誉な状態で放置しておかず、実態調査等を行っていただきたいと思うが、市長の考えをお伺いしたい。

二回目の質問
富士山世界文化遺産は、官民一体となって推進して

今後においては、山梨県、本市教育委員会と連携、協力する中、教育現場におい

て、世界文化遺産に関連する様々な施策を積極的に取り入れて参りたいと考えている。

次に、富士登山認定書の意義については、先ほど答弁申し上げたとおり、登山者の山頂踏破に対する達成感や充実感に添えるものであるとともに、おもてなしの心を持った取組みに結びつけていくことが、必要であると考えている。

また、馬返しでの車上荒らしについては、本市が進めている、ふもとからの自然を満喫できる登山に対するイメージダウンにも繋がることから、私も、非常に憂慮すべきものであると認識している。

この件についての管轄は富士吉田警察署であるとは承知しているが、市としても、これまでの事例や経過などを確認するとともに、本年七月からは富士山馬返しバスも運行され、さらなる登山者や来訪者が予想されることから、所有者である山梨県はもとより富士吉田警察署と連携、協議して、より有効な対策を講じて参りたいと考えている。

三回目の質問

馬返し駐車場が、車上荒らし撲滅のために、そして犯罪抑止力のために、例えば誰の目にもわかる場所に防犯カメラを取り付けるな

ど、関係機関との協議はわかるが、本市で早急に対処できることは実行に移したら良いと思うが市長の考えを伺いたい。

次に、本年七月から富士山馬返しバスが運行されることにもならない、そこで気になることは、馬返しに至る車道の荒廃ぶり。道幅は狭く、舗装は所々欠如しており、いくら小型とはいえバスが通行しても大丈夫なのかと思う。本市としても富士山のふもとから山頂登山を推進し、富士登山認定書を発行する責任上、馬返し駐車場の車上荒らしと同様に山梨県に対して安心・安全の観点から、どのような対策が講じられているのか市長にお尋ねしたい。

三回目の市長答弁

防犯対策は非常に重要な問題であると認識しており、早急に、山梨県、富士吉田警察署と連携、協議を進めていく。

産業観光部長答弁

馬返しに至る車道の整備については、吉田口登山道が県道であることから、過日、山梨県に対し、バスの運行会社とともに道路整備を要請したところである。その結果、山梨県からは、七月一日の開山日に向け、荒廃部分の補修等を実施していただけるとの報告を受けている。

小児初期救急医療センターについて

一回目の質問

平成二十年十月より、本市に小児初期救急医療センターがオープンした。しかしながら、当該施設を含めたバックアップ体制が二十四時間でないことが事実としてある。

もちろん、協力して下さっている医師の負担などが頭が下がる思いで感謝している。参考のため現在の当該施設の診察時間を述べると、平日の診察時間が二十時より二十四時まで、土曜日の診察時間が十五時より二十四時まで、祝祭日の診察時間が九時より二十四時までとなり、必然的に深夜〇時以降から朝まで空白の時間が毎日生じている。

そこでまず、当該施設の開所から現在までの利用実績をこまかく市長にお示し頂いた上で、現状をどのように認識しておられるのか、また当該施設を含めた小児初期救急医療の二十四時間体制は何が課題なのか率直な市長の考えをお尋ねしたい。

一回目の市長答弁

富士・東部小児初期救急

医療センターの利用実績と現状認識について、当該センターの利用実績は、平成二十年度には四千四百七十九人、平成二十一年度には一万九百三十六人、平成二十二年度には一万九千九百九十一人と、開所当初の推計患者数六千人を大幅に上回っている。その内、富士吉田市民の受診者数は、平成二十一年度、二十二年度ともに約三千四百人と、全体の約三十三%を占めており、今後、こうした傾向は続いていくものと考えている。

次に、富士・東部地域の小児初期救急医療体制は、当該センターを中心として救急体制が図られ、その運営については、山梨県小児救急医療事業推進委員会が行っている。

当該センターを開設するにあたっては、甲府地区と同様に、二十四時間体制の診察時間を目指していたが、富士・東部地域における小児科医の数には限界があり、甲府方面等の小児科医の協力を得て午後十二時までの診察時間を確保しているのが現状である。

二十四時間体制を実施するためには、当然、現在の小児科医の数をさらに増やすことが必要であるが、その前提となる小児科医が全国的にも不足している状況であることから、現時点における二十四時間体制の導

入は極めて困難であると捉えている。

二回目の質問

小児初期救急医療の二十四時間体制は困難であると私も確かにそう思う。しかし、言葉で簡単に「困難である」と言う前に、例えば市長が推進している慶応大学との連携は無理なのか。または、本市にある昭和大学との連携は無理なのか。つまり、本市の持つ人脈を屈指してみるとか、小児科医を増やす独自のアイディアは無いのか、あらゆる可能性を試してみようとする強い気構えを感じられない。答弁に何の説得力もない。

市長はマニフェストの中でも「子育てしたいまちナンバーワン」と掲げています。「ナンバーワン」と謳うからには、困難な状況に立ち向かう強い決意が無ければ何事も実現しないのではないかと。繰り返すが、私も現状では困難であると認識している。しかし、困難であるけれど諦めていない。市長答弁にあったように、当該施設の利用者は年々増えてきている。

また、さらなる周知によってますますその重要性が増すことは確かだと思われる。そこで市長に再びお伺いしたい。市長答弁の「現時点における二十四時間体制

の導入は極めて困難であると捉えている」に続く言葉は何もないのか。

二回目の市長答弁

富士・東部小児初期救急医療センターの診察時間については、これを本市に誘致・開設するに当たり、当然二十四時間体制を念頭に置いて検討が行われ、関係各方面への働きかけやその運営を直接的に担う県内小児科医の協力体制や協力方法等について、幾度となく議論・折衝が重ねられてきた。

富士・東部小児初期救急医療センターは開設から二年を経過したところであり、この間、小児科医の状況などに大きな変化はみられないことから、二十四時間体制の導入は極めて困難であるとの私の率直な現状認識について、先ほど答弁申し上げたところであり、市政運営を預かるものとして、現状に甘んずることが許されないことであることは重々、認識をしている。

小児救急医療体制については、県及び医師会、県下全市町村等により検討・運営されていることも踏まえ、関係者が歩調をあわせ本市への誘致を働きかけた者として、二十四時間体制の実現を図るため、引き続き先導的な役割を担っていく所存である。

全文については、次期定例会(九月)より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

6月

前田 厚子 議員



子育て支援について

一回目の質問

市長の掲げられたマニフエストの中に、子育て応援医療費助成対象年齢を平成二十三年度より、小学校六年生から中学三年生まで引き上げると約束されているが、今議会では、まだ議案として取り上げられていない。近隣の市町村では、既に中学三年生まで実施されており、多くのお母さん方から本市においても一日も早く実現してほしいとの切なる要望を頂いている。この富士吉田市が住みたい・住み続けたい町である

ために、早急を実施して頂きたいと思うが、市長の考えはいかがか。

次に、堀内市政二期目スタートの中で子育て新システムの構築として、短時間利用者向け保育サービスの実施や子育て支援拠点事業(児童館の整備など)を推進し、子育てを社会全体で支援していく体制を整える

とある。先日、見学させて頂いた本市と隣接する町村は、既に児童館が設置されていた。本来ならば、本市は、富士北麓地域の中核都市として先駆をきるべき立場であるはずだが、児童館がまだ設置されていない。子育て支援と一言でいうには、あまりにも大きなテーマだが、一番大切なものは人間のふれあいの中で育まれると思う。一日も早く子供たちが、安心して過ごせる児童館の設置をお願いしたいが、市長のお考えは

一回目の市長答弁

医療費助成対象年齢の引き上げについてであるが、子どもの医療費助成のあり方については、基本的に子どもが病気等の際、気軽に安心して医療を受けることができる環境を整備し、子育て家族の皆様が安心して子どもを生み、子育てできるまちづくりを推進していくことの重要性に加え、さらに現在、小学校六年生までとされている医療費助成対象年齢を中学校三年生まで引き上げることの必要性を認識している。

現在、医療費助成については、こうした考え方を基本に、具体的な内容や方法、実施時期等について最終的な詰め段階に入っている。本年度中、なるべく早期に実施していきたい。次に、児童館設置についてであるが、私は、児童館のような子育て支援に特化した拠点施設を整備することが、今後の本市の子育て支援施策の課題の一つであると受け止め、二期目のぞむに当たり、市民の皆様

に約束してきた。児童館の設置については、私が取り組む重要な政策課題として位置づけを行い、本市にふさわしい児童館の「あるべき姿」について調査・研究を進め、今任期中には事業着手していきたい。

二回目の質問

子供達が健康に暮らせる環境が整った時、子育てできる町づくりを推進していると始めて言えると思う。

私が、この度の立候補にあたり、公約の一番に「医療費助成対象年齢の引き上げ」を、掲げさせて頂いたところ、予想以上に大きな反響があった。

子育て真っ最中のお父さん、お母さんの要望を早く実現し、安心して、子育て出来る環境を整えてください。次回の九月議会において条例改正をし、予算化する事は出来ないでしょうか。この「医療費助成対象年齢の引き上げ」の時期についての、市長の英断をお聞かせください。

次に、児童館設置についてであるが、私も富士河口湖町、忍野村、西桂町と児童館を見学し、本市においても絶対に必要な施設だと痛感した。是非、単独館として、子育て専門に使用出来る施設を考えていただきたいと思うが、場所や施設のあり方については、利用しやすい場所に新設する

の考え方で宜しいか。なお、任期中には事業を着手したいとの事だが、工程については、どのようにお考えか。又、利用者ニーズに最大限に応えられる施設にする

為、子育て分野で活躍されている方達の代表や専門家による委員会を設置し、現場の声を充分に反映出来るようにすることが、大切であると思うが、いかがか。

二回目の市長答弁

医療費助成対象年齢の引き上げについてであるが、現在、この具体的な内容や方法の検討については、最終的な詰め段階に入っており、目標としては、九月定例市議会において補正予算案等について御提案申し上げ、御審議いただけるよう関連事務の進捗を図っている。現時点では、具体的な実施時期については、本年十月が一つの目途になるものと考えている。

次に、児童館設置についてであるが、その求められる機能としては、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設設備や専門職員の配置が必須になってくるものと考えており、本市としては、子育て支援の拠点ともなるいわば「子育て支援センター」的な機能をも担う総合的な施設にしていきたいと考えている。

今後の取組みとしては、その設置に向け、新設・既設あらゆる角度から情報収集するなど鋭意検討を重ね、施設整備に努めていきたい。具体的な工程や進め方等に

防災について

一回目の質問

今月の広報に「災害に強いまちづくりをめざして」のページに「白色タオル」を玄関先に掲示して、家族の安否を確認するということが載っていた。とても良い発想であると思うが、より一層の安全・安心を考えたい時、防災富士吉田のお知らせだけでは、言葉が大変に聞き取りにくいのが現状である。

CATV富士五湖で同時に音声と字幕で流していたことにより目と耳で安心を確認出来るのではないかと。安全・安心への取り組みとして、最も身近なCATV富士五湖での放映に關しての市長のお考えは

いかがか。次に、防災無線の安心・安全メールの配信が、本市においても平成二十年度よ

り開始されているが、残念なことに、開始より今年の一月までの三年間で九二五件のアクセス数と、大変に少ないものだったが、この震災からは、およそ二ヶ月で二一三九件と利用者が大幅に拡大された。もつと多くの方に利用していただけるよう、広報のお知らせのみではなく、人の集まるところで、関心を持っていただけるようなアピールをするなど、市民への周知を積極的に工夫して努力するべきではないか。

次に、『被災者支援システム』についてであるが、『被災者支援システム』は、災害発生時の避難先・被災者の氏名・住所など住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、『罹災証明書』の発行から支援金や義援金の交付・救済物資の管理・仮設住宅の入居など一元的に管理できるシステムである。

二〇〇九年には、総務省が『被災者支援システムVer.2.0.0』を収めたCD-ROMで全国の自治体へ無償配布されているとのことだが、当市においては、まだ導入されていない。

同システムは、危機の予防という面からも障害者や高齢者などの災害弱者を事前に守ることができるシス

テムなので、その導入を、積極的に検討していただきたいと思うが、市長のお考えはいかがでしょうか。

一回目の市長答弁

防災行政無線の難聴地域対策についてであるが、防災行政無線を聞き取りにくい地域が一部に存在することは私も承知している。

その対策として、現在、防災行政無線が聞き取りにくい地域にお住まいの市民の皆様に対し、CATV富士五湖において、防災行政無線の放送内容を字幕テロップで同時に放送している。

現状では、字幕テロップの放送と同時に、音声を流すことはできないが、これを補完するため、難聴地域にお住まいの方や聞き取りが困難な方に対して、防災行政無線が受信できる防災ラジオの導入支援を鋭意進めている。

次に、安心・安全メールの配信についてであるが、安心・安全メールへの加入を促進するため、広報紙等において、安心・安全メールの登録案内をお知らせしており、本年四月の広報紙掲載後には、約千人の方が登録され、六月一日現在では、三千人以上の方が登録をしている。

また、広報紙以外でも、新入学説明会や自治会長会

議、さらに、自主防災会で行う「防災出前講座」における広報活動、市役所の玄関受付に関係資料を備えるなど、加入促進に努めている。

今後においても、各種イベントや、学校や保育園等あらゆる機会、場所を通して、『安心・安全メールマガジン』の加入促進活動を展開し、利用者の拡大を図っていく。

次に、『被災者支援システム』についてであるが、既に災害弱者対策としては、災害に備えた地域の共助体制づくりを推進していくために、災害時に自力で避難することが困難で、地域の支援を必要とする市民の皆様を対象とした、『災害時要援護者名簿』を作成しており、東日本大震災の発生時においても、一人暮らしの高齢者宅等への安否確認や飲料水の配布時の際に活用したところである。

また、市民全体を対象としたシステムとしては、現在、財団法人消防科学総合センターが開発し、総務省消防庁から推奨されている「消防防災GIS」を導入したところである。

加えて、山梨県においても、防災情報システムを構築しているところであり、本年度から被害状況の確認や物資・資機材の要請、人

的な応援要請をこの「消防防災GIS」を活用し、実施することになっている。

二回目の質問

『安心・安全メールの配信について』だが、本市における携帯電話によるメールへのアクセスが、三〇〇〇から四〇〇〇という数で、とても市民への積極的な推進がなされているとは思えない。行政は安全メールを発信すれば、それで良いかも知れないが、市民が求めているのは安全・安心である。

答弁にあつたように、あらゆる機会を通してのことだが、特に、イベントの多くは、土日祭日などの市役所のお休みの日に集中することが多い。そのような時も休日出勤をして、広く市民への周知や登録の推進をお願いしていただければ、その点についての市長のお考えはいかがでしょうか。

次に、『被災者支援システムの導入について』であるが、『災害弱者対策として、『災害時要援護者名簿』を基に地域の方の支援をいただき避難することだが、実際に避難訓練も無く本当に災害が発生した時に、これだけで避難することが、可能とお考えか。

又、『消防防災GIS』を本市においては、活用、

実施しているもので、『被災者支援システム』は必要無いとのことだが、両者は、目的も違い、『被災者支援システム』には、特に導入メリットがある。使用料としてのコストがかからない、無償で提供されるシステムである。

『被災者支援システム』の被災者台帳には、世帯の住所、口座情報、世帯員の構成情報などを保存している。主な機能としては、罹災証明や被災家屋証明書の発行、義援金や被災者生活再建支援制度の給付管理、

町別の被害状況の集計などが可能であり、特に罹災証明書の発行は、被害の大きな災害の場合、多くの被災者が、必要とするものであり、システム化を行うことで発行にかかる時間を大幅に軽減することができ、しかも、これらは、一元化されている。

行政は、市民の安全・安心の為に出来る努力を積極的に取り入れていくべきだと思つ。

『被災者支援システム』の少しでも早い導入を要請するが、市長のお考えはいかがでしょうか。

二回目の市長答弁

まず、安心・安全メールについては、今後もイベ

ントや会議などあらゆる機会を捉え、多くの市民の皆様へ周知し、その重要性を訴えていく。

次に、被災者支援システムの導入についてであるが、まず、災害弱者対策として作成した、『災害時要援護者名簿』については、これまでに実施した避難訓練等により得た情報などを基に作成しているため、共助関係のさらなる強化を図ることにより災害時においても十分機能するものと認識している。

システムの導入については、基本的には、総務省消防庁が推奨している『消防防災GIS』を活用していくが、西宮市の『被災者支援システム』が本市において、実効性あるシステムであるのか、また、ハード整備や住民情報等の既存データの変換などの検証、さらには地域防災計画との関連性を調査しながら活用の可能性を研究していく。

今後においても、災害時における迅速かつ的確な防災体制の強化、災害救援体制の強化に取り組んでいく。



市政一般質問

6月

全文については、次期定例会(九月)より、市立図書館において閲覧できます。

及川 三郎 議員



防災計画と対策について

一回目の質問

先般、三月十一日午後二時四十六分頃発生した、東日本大震災の災害規模は、予想をはるかに超えるというより、この大災害を想定できなかった事実と認識しており、今後、日本全体はもちろん、それぞれの自治体の地域防災対策に大きな課題を突きつけたものと思っ

ている。各自自治体の防災計画は、国の防災基本計画を基に策定されており、今後は国の見直しを待って、修正していく方法もひとつでしょうが、山梨県は対応可能な見直しは早急に順次着手していくとの考えを打ち出している。

平成十七年に県は、山梨県東海地震被害想定調査を公表したが、地震発生時を季節や時間帯による、いろいろな条件で想定しており、冬の朝五時という住民にとって最も厳しい条件では、富士吉田市で亡くなる方は三十人という想定調査であった。

あくまでも想定から出された数値だが、ここで最も注目すべき点は、この東海地震被害想定調査は地震エネルギー規模を示すマグニチュードを八・〇で想定

しているということである。今回の東日本大震災は、マグニチュード九・〇でこの地震エネルギー規模は被害想定調査マグニチュード八・〇の約三十倍ということになる。

わが富士吉田市には、津波による被害想定はなくても、東海地震や直下型地震が想定され、さらに活火山の富士山を抱えている。今回の東日本大震災のように想定外の大災害を考えると、この大きな富士山に対する防災対策も本格的に見直さざるを得ないのではないかと危惧している。

大震災発生前と大震災発生後において、富士吉田市の防災計画等に検討すべき点や見直しすべき点があったのかどうか。

そして、大震災の教訓を活かす中で、これまで富士吉田市としてどのような防災対策や災害対策を講じてきたのかお伺いしたい。

一回目の市長答弁

東日本大震災発生後における、本市の地域防災計画の見直しについてであるが、山梨県においては、この大震災を踏まえ、県防災計画の見直し作業に着手したところであり、本市においても、現在の地域防災計画について、検討すべき点や見直しすべき点が生じており、計画の見直しを行う予定である。

計画の見直しに当たっては、「当該市町村地域防災計画は、都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。」と災害対策基本法に定められており、まずは、上位計画である山梨県の防災計画が見直された後、本市の地域防災計画を見直ししていく。

今後、局地的・限定的な災害ではなく、大規模かつ広範囲にわたる東海地震等の発生が想定されていることから、広範囲な被害想定地域の一部を構成する本市としても、国・県の防災に関する広域的な考え方や新たに追加された防災計画の内容などをつぶさに検討し、当該計画と協調・連携していく内容の地域防災計画の見直しを図っていく。

次に、大震災発生後の防災対策・災害対策についてであるが、まず、災害対策については、震災発生後、市役所内に、直ちに「富士吉田市災害対策本部」を立ち上げ、被害状況の把握等の調査を行うとともに、今後の対応等について協議を行い、防災無線により市民の皆様への情報提供を行った。さらに、地震の影響により水道水の汚濁が発生するとともに、市内全域の停電により一部地域で断水したことに伴い、市内七箇所において給水活動を行った。

また、富士山仙水株式会社からペットボトル六千本の無償提供を受け、断水地域の世帯に対し配布するとともに、保健師などが一人暮らしの高齢者約八百世帯を訪問し、安否確認を行った上で、ペットボトルをお届けした。

次に、防災対策であるが、震災後の課題をクリアするため、一つ目として、災害対策を踏まえ停電時においても、安定した水道の供給体制の構築が必要であることから、非常用発電装置のない五箇所の水道配水池に自動切換型の非常用発電装置を設置すること。

二つ目として、産業会館及び市庁舎東別館に非常用発電装置を設置すること。

三つ目として、防災機材搬送専用車両を購入し、保育園の発電機整備及び障害者等に貸し出す発電機を整備すること。

四つ目として、防災無線の難聴地域にお住まいの市民の皆様に対し、防災ラジオの導入を支援していくこと。

以上四施策を鋭意進めているところである。

さらに、福島原発事故に対応して、市民の不安を取り除くことが重要であるとの考えから、安全対策課内に放射線監視班を設置、簡易放射線量計を導入し、放射線対策に取り組んでいく。

また、今回の大震災の避難状況を見たとき、改めて自助・共助の大切さを痛感

した。本市においては、これまで地域で協力し合う体制や共助活動は、自主防災組織が活動の中核を担っていることから、自主防災会の組織強化・機能強化に努めている。

二回目の質問

富士吉田市の防災計画の見直しについては、山梨県は防災計画を早急に見直すとは言っているため、富士吉田市が遅れをとらない対応に期待する。

今、市民の皆さんの防災意識が非常に高まっており、まずできる防災対策を行政側と市民の皆様が一体となつて取り組むいいチャンスではないかと思う。

そこで、まず、消防団組織についてであるが、堀内市長も今回の選挙戦の中で「災害に強いまちづくりの実現」そして「消防団員の待遇改善や消防団の体制の強化」を訴えていた。

全国で二〇〇万人いた消防団員は現在九〇万人を割るほど減少しており、富士吉田市消防団の条例定数五四〇人に対して現在五二七人と、ここ数年定数を満たしていないのが現状である。

富士吉田市として消防団員の条例定数五四〇人は適正かどうかを含めて定数に対する堀内市長の考え、定数に満たない要因やその対策に対しての考えをお聞きたい。

また、今回の大震災の避難状況を見たとき、改めて自助・共助の大切さを痛感した。本市においては、これまで地域で協力し合う体制や共助活動は、自主防災組織が活動の中核を担っていることから、自主防災会の組織強化・機能強化に努めている。

次に、自主防災組織についてであるが、自主防災組織は消防団と共に地元密着型であるので、大災害時には大変頼りになる組織である。

市内三十三自治会全てにその自主防災会が組織されているとのことだが、私の調査ではそれぞれの地域での組織形態や活動に格差があるように見受けられる。

先程の答弁で、自主防災会の組織強化・機能強化に努めており、今後も自主防災会の組織強化の取り組みたいとの答弁だったが、その強化対策はどう進めているのか。

次に、防災無線についてであるが、市民の方々から、防災無線の内容が聴き取れないとか、ほとんど聴こえないとかのご意見もある中で、防災無線の難聴地域に防災ラジオの導入をしていくとのことなので、その内容を詳しくお聞きしたい。

また、市内で難聴地域の範囲等の状況を併せてお聞きする。

二回目の市長答弁

地域防災計画の見直しについては、山梨県の防災計画の見直しの内容を検分しながら、同時進行的な見直しを図っていく。

次に、消防団員組織についてであるが、少子高齢化の進展や団員の地域外就業など消防団を取り巻く環境

や社会情勢の著しい変化に伴い、平成十二年五月に、富士吉田市消防団組織等検討審議会を立ち上げ、その答申結果に基づき、各分団地区の自治会及び消防関係者の皆様と協議を重ね、消防団員定数五四〇人に至ったことであり、地区の事情及び状況を勘案すると、適正な判断であると認識している。

また、消防団は、火災出動や、風水害対応にとどまらず、平時からの火災予防等啓蒙活動など重要な役割を担っていることから、定数に満たない分団の団員確保については、地元自治会や関係機関と連携を密にする中で、その解消に努めている。

今後、消防団員の確保が困難な場合には、地区の事情により、大規模災害等に限定した団員として活用することができるとの導入を検討していく。

次に、自主防災会の組織強化対策についてであるが、阪神淡路大震災では、救出された被災者のうち、九〇%以上が、家族や近所の人々によって助けられたという実績もあり、自主防災会等隣近所との「共助」と「自助」が大変重要であると認識している。

本市においても、組織強化に向けて、防災講演会などを通して具体的な指導、強化に努めている。

次に、防災ラジオの導入内容についてであるが、防災行政無線が聞き取りにくい地域の皆様に対して、ラジオを聞いていても強制的に防災行政無線に切り換わる自動受信機能と、停電時の自動バックアップ機能が備わった防災ラジオの導入を支援していく。

次に、市内の難聴地域の範囲等の状況についてであるが、平成十二年からの二カ年にわたり、行政防災無線の更新整備により難聴地域の解消を図ってきたが、約十二年が経過した中で、子局の受信範囲を超えた新たな宅地開発等がなされ、特に上吉田地区の富士山側の一部地域などにおいて聞き取りにくい状況になっていることは認識している。

三回目の質問

平成十二年当時、六三〇人定数の消防団員は現在五四〇人定数に再編され、現在は適正な定数との答弁をいただき、さらに団員が減少していく場合、大規模災害に限定した団員を導入する制度を検討していくとの答弁もいただいた。

消防団員確保については、団員の減少と共に団員のサラリーマン化が進んでいるのも現実で、有事の際には初動態勢で対応できる団員は限られた人員でないかと不安も残る。

団員減少の歯止め対策の



中宿自主防災会による救命講習会

ひとつに、総務省消防庁が推奨している消防団協力事業所表示制度があり、地元事業所と自治体が協力し合って、消防団員の確保やお互いに地域の防災体制の充実強化に寄与している制度である。

また、県内の自治体で消防団員確保に対策を講じている所があり、団員確保のため「消防団員サポート店」として消防団員限定で特典を受けられる制度を導入している地域、さらに女性消防団員を採用する制度など、各自治体は消防団員確保にいろいろ制度を取り入れているのが現状である。

消防団員の確保には、団員が誇りを持って活動できる環境づくりが不可欠で、いろいろアイデアや制度を活用して団員に魅力ある組織づくりをしていただきたいと期待をしている。

次に、自主防災組織についてであるが、私自身、自

助・共助の重要性は認識しているつもりであるが、災害時において一人ひとりが一瞬の判断で生死を分ける結果となる場合もある。

防災対策は、記憶に残っている時が大きなチャンスであり、大震災の後だけに意義があるのではないかと。

ここで提案だが、自主防災会の組織強化を目的に自主防災会会長等による協議会の結成をしてはどうか。

自主防災会の会長が自治会長という立場の方が多く、それぞれ地元で苦慮されていると聞き及んでいる。

次に、防災無線についてであるが、今回の大震災で、人々が不安な時というのは、情報が入ってこない時や情報の信頼性に疑問を感じる時だと東北の避難所から訴えがあったのを記憶している。

防災無線の難聴地帯への対応で、防災ラジオ導入は評価したいと思う。

しかし、三月十一日の大震災の夜、市内中が停電の時に防災無線の放送を聞いたが、いつもはつきり聴き取れていた放送が聴き取れず、声が小さく、雑音が混じっていた。おそらく非常電源を使っていた防災無線放送かなと思いつながら聴いていたが、停電時ほど正確な情報がほしい心境であった。原因と対応について答弁を求める。

三回目の市長答弁
消防団員の確保についてであるが、本市としては、「消防団協力事業所表示制度」の活用、また、「消防団員サポート店」や女性消防団員採用の検討など、団員確保につながることを考えられるあらゆる手法を用いながら、今後の消防団の活動環境の整備に努め、団員の確保に取り組んでいく。

企画管理部長答弁

自主防災組織の組織強化についてであるが、自主防災会会長等による連絡協議会については、現在進めている自主防災会再構築の取り組みの中で、ある程度の地区における自主防災会の組織強化が図られたところで、その発足に向けて取り組んでいきたい。

次に、防災無線についてであるが、今回の東日本大震災当日における子局の放送の不具合については、市民の皆様により多くの情報提供を行うことを最優先としたため、結果的に、非常用電源装置の使用方法に原因があったものと考えている。

今後においては、機器の整備についてはもちろんのこと、停電時の放送態勢についても整備を進め、市民の安全・安心のための正確な情報提供に取り組んでいく。

議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第10号	継続費繰越計算書について（平成22年度富士吉田市一般会計予算）	報告	平成22年度富士吉田市一般会計において、平成22年度から平成23年度までの2か年継続事業「新倉南線整備事業」「東富士1号線整備事業」につき、平成22年度の年割額のうち294万4,100円を翌年度へ通次繰越したものの。
報告第11号	継続費繰越計算書について（平成22年度富士吉田市大明見水道特別会計予算）	報告	平成22年度富士吉田市大明見水道特別会計において、平成22年度から平成23年度までの2か年継続事業「大明見水道施設整備事業」につき、平成22年度の年割額のうち68万3千円を翌年度へ通次繰越したものの。
報告第12号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度富士吉田市一般会計予算）	報告	平成22年度富士吉田市一般会計において、企画・調整事業外23件 8億6,936万2千円を翌年度へ繰越したものの。
報告第13号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度富士吉田市下水道事業特別会計予算）	報告	平成22年度富士吉田市下水道事業特別会計において、公共下水道建設事業1,225万8千円を翌年度へ繰越したものの。
報告第14号	繰越計算書について（平成22年度富士吉田市水道事業会計予算）	報告	平成22年度富士吉田市水道事業会計において、谷倉第3水源さく井工事2,150万円を翌年度へ繰越したものの。
議案第33号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可決	本年中の東日本大震災に係るボランティア休暇に限り、日数の上限を引き上げるため、所要の改正を行うもの
議案第34号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	可決	市立病院駐車場使用料について無料化するため、所要の改正を行うもの。
議案第35号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1,212万7千円を追加し、総額を179億9,012万7千円とするもの
議案第36号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1億3,134万7千円を追加し、総額を181億2,147万4千円とするもの
議案第37号	工事請負契約の締結について（富士吉田市立明見小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）	可決	明見小学校屋内運動場改築（建築主体）工事にかかる工事請負契約について審議するもの
議案第38号	工事請負契約の締結について（富士吉田市立吉田西小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）	可決	吉田西小学校屋内運動場改築（建築主体）工事にかかる工事請負契約について審議するもの
議案第39号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	固定資産評価審査委員会委員に小泉玄策氏（大明見4456番地）及び加藤卓見氏（小明見1473番地）を選任するもの
議案第40号	特別委員会の設置について	可決	富士吉田市議会に委員各10人をもって構成する演習場対策特別委員会、織物等産業振興対策特別委員会を設置するもの

議案の処理結果（7月臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第41号	富士吉田市農業委員会委員の推薦について	可決	議会から農業委員に舟久保耕作氏（小明見2949-10）、加藤 信氏（小明見1465）、笠井正巳氏（新倉2789-2）及び大川 豊氏（下吉田963）の4名を推薦するもの